



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日 信 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 河 原 栄 次
(コード番号 7230 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 広 報 ・ IR 秋 山 豊
(TEL. 0268-21-2211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり平成 27 年 6 月 12 日開催予定の定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮するとともに、今後も相応しい人材を招聘できる環境を整えるため、会社法第 427 条第 1 項に基づき、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定として、定款第 30 条(社外取締役の責任限定)および第 41 条(社外監査役の責任限定)を新設するものであります。

なお、定款第 30 条(社外取締役の責任限定)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 12 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 12 日 (金曜日)

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(社外取締役の責任限定)</u> <u>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の</u> <u>規定により、社外取締役との間に会社法</u> <u>第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定</u> <u>する契約を締結することができる。ただ</u> <u>し、当該契約に基づく責任の限度額は、</u> <u>法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p><u>第 30 条～第 39 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 31 条～第 40 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(社外監査役の責任限定)</u> <u>第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の</u> <u>規定により、社外監査役との間に会社法</u> <u>第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定</u> <u>する契約を締結することができる。ただ</u> <u>し、当該契約に基づく責任の限度額は、</u> <u>法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p><u>第 40 条～第 46 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 42 条～第 48 条</u> (現行どおり)</p>